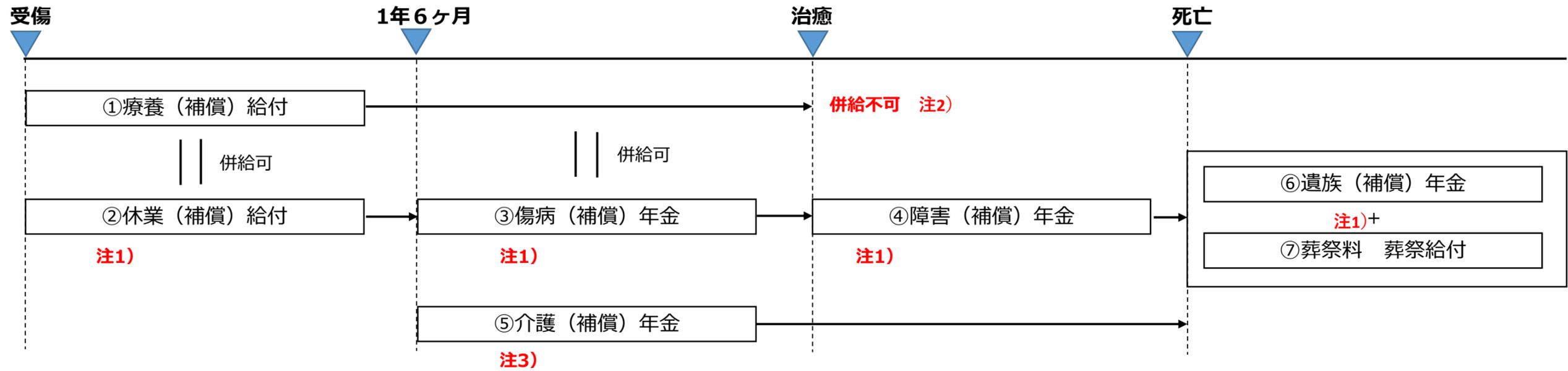


労働者災害補償保険



- ①療養（補償）給付 …… 仕事中のけが・病気、通勤途上のけがのためにかかった費用（＝医療費・移送費・装具等）の支給
- ②休業（補償）給付 …… ①業務上または通勤による傷病により、②療養のために労働することができないために、③賃金を受けない日が4日以上になる、という3つの条件がそろった場合には、休業1日について給付基礎日額の60%相当額が支給されます。
また、特別支給金が20%支給され、合わせて給付基礎日額の80%となる。
- ③傷病（補償）年金 …… 業務または通勤による傷病の治療が、1年6か月を経過した日以後、まだ傷病が治癒しておらず、傷病の状態が傷病年金に該当する場合に支給されます。
- ④障害（補償）年金 …… 業務または通勤による傷病の治療を受け、治癒したときに、一定の障害が残っていた場合に支給されます。支給内容は、後遺障害の程度によって区分されています。障害等級第1級～第7級に該当する場合は年金で、給付内容は、障害(補償)年金、障害特別支給金、障害特別年金となります。障害等級第8級から14級に該当する場合は一時金となります。給付内容は、障害(補償)一時金、障害特別支給金、障害特別一時金となります。
- ⑤介護（補償）年金 …… 障害等級・傷病等級が第1級の被災労働者と第2級で「精神神経・胸腹部臓器の障害」を有している被災労働者が現に介護を受けている場合に支給されます。支給額は、常時介護と随時介護により異なります。
支給額：常時介護 …… 70,790円～165,150円、随時介護 …… 35,400円～82,580円
- ⑥遺族（補償）年金 …… 仕事中のけが・病気、通勤途上のけがのために死亡したときに支給
- ⑦葬祭料 葬祭給付 …… 仕事中のけが・病気、通勤途上のけがのために死亡した人の葬祭を行う時に支給

注1) …… 公的年金を受給している場合は労災給付が併給調整の対象となり、減額される。

注2) …… 労災の医療費が終了した翌月からは、保険証使って医療費を支払う。必要に応じて、限度額適用認定証や重度障害者医療費助成を活用する。

注意 …… 上記の資料は、制度のイメージをお伝えする資料となります。

ご相談のある方は、医療福祉相談室の担当MSWへご相談ください。

千葉療護センター 医療福祉相談室 令和3年 3月